

# 『東三河後見センター』会報 第57号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和 3 年 9 月 30 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

## 随感随筆1

あらためまして、この7月より代表理事に就任しました工藤です。会報の1ページ目は、代表理事が作文することになりましたので、稚拙な文章におつき合いのほどよろしくお願ひします。さて、事務局長として当法人に就職してから10年経過しようとしています。この期間、前代表理事の長谷川さんと成年後見制度の啓発や、法人後見実施機関への訪問調査、助成金を申請し、市民後見人の養成講座の開催等、貴重な体験をさせていただきました。

成年後見制度は権利擁護支援のツールの一つ。制度が始まってから20年余の経過した時間の中でも考え方や運用の仕方も変化しつつあり、ここ数年は成年後見制度の過渡期ともいえるでしょう。私が就任した平成25年8月31日現在に当法人が受任していた人数は、補助類型10名、保佐類型9名、後見類型30名の合計49名でした。そして今、この原稿を書いている令和3年9月16日現在では、補助類型15名、保佐類型26名、後見類型64名、後見監督1名の合計106名となり、この10年近くで被後見人等の人数は倍増しています。権利擁護支援の必要性の高まりと、そこに実際に介入・支援する実践の深化とともに「市民後見人」と呼ばれる支援者の広がりも進みつつあります。当法人の強みは本人に寄り添い、本人を中心とした支援体制の構築、チームで支援することにあると思います。そうした意味では、本人に関わる関係機関等との連携を更に深め、職員・市民後見人の支援の質の向上を常に意識しながら取り組みたいと思います。

## 人材育成と育成後の対応「市民参加の法人後見」

昨年度にやり残した2020年度日本郵便年賀寄付金助成による「市民後見人養成講座」も令和3年7月10日（土）豊川商工会議所にて修了式を迎えることができました。今講座は、東三河地域在住及び就業されている男性5名、女性13名の18名でスタート。そのうちの16名の方に修了証書を交付することができました。交付を受けた中の9名の方が市民後見人登録名簿への登載と、市民後見人活動への希望の意思表示があり、8月末までにほとんどの方の役員面接を修了しています。権利擁護支援に対する意識の高い方ばかりです。10月末頃までにはOJTを済ませて、権利擁護支援者の仲間入りを期待しています。

## コロナ禍の支援体制

多くの福祉・介護事業所及び病院で新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、本人との面会が制限されています。今まで通りにはいきませんが、なによりも本人がメリットを感じられる支援を進めていきます。合わせてプロセスを重視する意思決定支援のみならず、対人支援は「記憶より記録」が大切です。記録を共有できる仕組みとして「サイボウズ」というアプリを導入し始めました。何らか支援に支障が生じた場合でも速やかに引継ぎ等ができる体制整備が求められています。

## キーワード「権利擁護支援」

本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、判断能力が不十分な人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義することができる。

出典：「次期成年後見制度利用促進基本計画に関わる中間とりまとめ」

令和3年7月30日 成年後見制度利用促進専門家会議

文責：代表理事 工藤明人

# 代表理事交代ドタバタ記

## —法人後見の管理口座が177！ 金融機関にも降ってわいた大仕事—

代表理事交代に伴う実務で一番大変だったのが、利用者（成年被後見人、被保佐人、被補助人。以下同じ）から預かって当法人が管理している預貯金通帳の変更手続きでした。なにしろ法人後見（保佐、補助を含む。以下同じ）の利用者数が98名、管理口座は延べ178口座もあるのですから。

東三河後見センターが管理している利用者の通帳の名義人は「〇〇〇〇 成年後見人 特定非営利活動法人東三河後見センター（理事△△△△）」などとして金融機関に登録してあります。（ ）の代表理事名は金融機関により登録するところと登録しないところがありますが、現状大半の金融機関では登録することになっています。登録している金融機関では代表理事交代に伴う変更届が必要です。この変更届に加えて今回は、14年間使ってきた銀行届出印の摩耗や欠けがあまりにもひどいので、この機会に改印することにし、改印届が必要となりました。このため変更届の実務が2倍以上となり、6月上旬から準備を始めて、ほぼすべてが終了するのに8月末まで、ざっと3カ月間かかりました。

7月1日に代表理事が長谷川卓也から工藤明人に交代したのですが、6月末日時点の利用者数98名の取引金融機関の内訳は右表のとおりです。その金融機関数は、22、利用人数は延べ178ありました。

6月中旬から各金融機関ごとに変更届の書類や手続き、添付書類などについて具体的に相談して準備を進めました。10人以上の利用者がある金融機関では、その数の多さにびっくりするとともに、変更実務の量の多さに、緊張して対応してくれました。（ある金融機関では1口座の変更手続きだけで30分はかかると担当者の方が“嘆いて”いました。）

金融機関により手続きの方法もことになりました。一つの支店ですべての口座の変更手続きを行うことができるところ、一つの支店ですべての口座の変更届をチェックのうえ、担当者ごとに各取扱店に赴いて手続きを完了させるところ、すべての手続きは取扱店ごとでなければできないところ。提出書類の枚数も1枚でよいところと3枚必要なところなど。手続きの量も時間も相当大きな幅がありました。

今回の変更手続きは通帳や証書のみで、すべてのキャッシュカードは手続き不要でした。利用人数が多い金融機関のうち法人後見人等の代理人カード（キャッシュカード）を発行しているのは、ゆうちょ銀行と三菱UFJ銀行、岡崎信用金庫のみです。農協関係は、支店によって扱いが異なります。現状ATMの取引が普通となり、キャッシュカードがないと不便だけでなく、振込みなどでは手数料も高くなり、利用者の不利益となります。1日も早くすべての金融機関で法人後見の代理人カードを発行できるようにしていただきたいとの願いを新たにしたりもしました。

（文責 長谷川卓也）

金融機関別の利用者人数

金融機関名	利用人数 (人)
ゆうちょ銀行	49
豊川信用金庫	35
豊橋信用金庫	17
蒲郡信用金庫	13
岡崎信用金庫	12
ひまわり農協	12
三菱UFJ銀行	10
愛知東農協	9
蒲郡市農協	5
豊橋商工信用組合	3
東海ろうきん	2
利用者1人の金融機関数11	11
合計	178

\* 金融機関の合計は2



## 「脳出血により50代で車椅子生活になったAさんに寄り添って」

### 視覚障害者のマラソンで選手と伴走者をつなぐ絆（絆）と呼ばれるひも

視覚障害者のマラソンで、選手のとおりで絆（きずな）と呼ばれるひもをもって伴走するもう一人の走者がいる。伴走者は選手にコースの状態や他の選手の様子を声で知らせ、きずなで伝える。選手が伴走者に質問したりすることもあるだろう。声と絆によるコミュニケーションにより、危険を察知したり、レースにおける瞬時の判断をして、2人は一体となって42.195kmのマラソンコースを走る。8月に閉幕したパラリンピックで見た景色で最も印象に残っている景色の一つだ。

私たち成年後見に携わる者はよく「成年後見人等（保佐、補助を含む）は、利用者（被後見人、被保佐人、被補助人）に寄り添って支援しなければならない」という。あるいは、利用者の人生の伴走者だともいう。私たちは利用者との間で絆を持ちあって活動できているだろうか。

### 50代で脳出血、車いす生活となったAさん

Aさんは50代の男性。脳出血により総合病院に救急搬送されてそのまま入院した。脳出血による入院は2回目であり、前回は2年前右脳、半月ほど入院してリハビリ病院に転院、すぐに退院して仕事に復帰した。2回目は左脳で8カ月半ほど入院してリハビリ病院に転院した。今度は重傷で、車いす生活となった。

妻Bさんと子2人がいるが、2回目の入院時には全く見舞には来ず、家族関係に問題があるようだった。子は2人とも独立している。

Aさん名義の預金通帳は妻のBさんが管理しており、Bさんの話では負債の支払いに追われて入院費を払えないとのことで、入院時からの入院費はすべて滞納されていた。

Aさんは、脳出血を発症するまでもに交通事故により数回入院し、そのたびに退職を繰り返してきたことから、1回目の脳出血をしたころから離婚話が持ち上がり、2度目の脳出血により離婚が決定的となってしまった。Bさんからは“稼ぎの悪い亭主”と言われ、Aさん自らも“家族に迷惑ばかりかけている”と卑下する状態に陥ってしまった。

入院2カ月後には病院の相談員も困りはて、東三河後見センターに成年後見制度の利用について相談し、Aさんも制度利用に同意したので、申立てに向けて具体的に支援することとなった。Aさんは下半身不随となって車いすがなければ移動できない状態であり、失業保険金、傷病手当金などの収入はすべて妻のBさんが管理し、Aさんの手元には全く残らない状態で、なおかつ負債も相当ありそうだった。見通しがあるわけではなく、何とかしなければという思いだけだった。

### 補助開始審判の申立て準備に入る

まずは財産目録を作る準備を始め、BさんからAさん名義の通帳のコピーをいただいた。預金は限りなくゼロに近かった。離婚届はまだ市役所には提出していないとのことだった。Aさん宅の土地・建物はBさん名義であり、離婚によって出ていくのはAさんの方だった。

Aさんの荷物はすでに1階の一部屋にまとめてあり、軽トラックを持っている東三河後見センターの同僚に応援を頼み、センターが管理している空き家に一時保管するため搬送した。合計3回の搬送ですべての荷物を運んだ。一見してもう使わない物もたくさんあったが、勝手に捨てるわけにはいかない。

離婚届の提出は、Bさんが忙しくて市役所に行く時間がとれないとのことで、Aさんと病院の相談員と私の3人で市役所に行って行なった。市の職員から世帯をどうするか尋ねられ、Aさんは世帯分離することを申請した。

### リハビリ病院への転院と審判確定

家庭裁判所での受理面接を終えるとすぐにリハビリ病院への転院となった。Aさん宛の郵便物のリハビリ病院への転送届を、病院の許可を得て郵便局に提出した。

Bさんからは、Aさん宛の督促状の束のほか、Aさんのマイナンバー通知カードや雇用保険の被保険者証、年金手帳などの重要書類を受け取った。督促状をAさんと確認しながら整理したところ、約150万円だったが、まだ増える可能性がありそうだった。

間もなく補助開始審判が確定。市役所の関係部署、金融機関、リハビリ病院、勤務先の会社などに補助人が選任されたことを告げ、債務残高の確認をした。

この頃の収入は、申請すれば入院から1年半もらえる毎月の傷病手当金のみで、月々の収支ト

トンの状態だった。傷病手当金が切れたら、障害厚生年金をもらう予定だったが、これも債務を支払うほどにはならないことが予想されたので、弁護士に自己破産の相談をした。

隣市に親から相続した持ち分2分の1の共同所有の市街化調整区域の畑約600㎡があり、自己破産するには都合の悪い土地なので、持ち分を放棄して共同所有者に贈与したほうが良いとのアドバイスを弁護士からいただいた。Aさんに相談すると、できれば娘にやりたいとのこと。Bさんと娘さん2人に手紙を出して、畑を欲しいかどうか尋ねたところ、2人ともいないとの返事が届いたので、その手紙をAさんに見せ、持ち分を放棄することになった。

### リハビリ病院からグループホームへ

リハビリ病院は3カ月余りで退院し、事前に見学したグループホームへ引っ越した。その後は月1回通院、ホームの職員が同行してくれた。リハビリ病院の相談員が作成してくれていた傷病手当金の申請書は、補助人の仕事となった。

グループホームでの生活に必要なものをAさんの荷物から探した。衣類だけは何とか確保できたが、他はなかったため、Aさんに直接好みを聞いて、布団、カーテン、ベッドカバー、枕、スリッパなどを購入して届けた。ベッドと車いすは福祉用具のレンタルを利用。Aさんは半身不随なので、車いすを使いやすくするための調整には時間がかかった。



申請していた身体障害者手帳（1級）が交付された。国に特別障害者手当の申請をだしてこれも認められた。1カ月分28,400円が3カ月ごとに支給される。

Aさんを私の車に乗せて荷物が置いてある空き家に行き、今持ち帰りたいもの、処分するものと、保管しておくものを仕分けした。処分に仕分けされたものは後日私が、燃えるゴミ、危険ゴミ、粗大ゴミに仕分けして処分することにした。

### Aさんの元気がない日が続く

車いすで近くのコンビニに買い物に行ったときに駐車場でバックしてきた乗用車に接触されて転倒。けがはたいしたことはなかったものの、その後の外出規制に影響した。

通院時に、血圧が高いので味噌汁の汁は飲まないほうが良いとの医師の言葉を聞いた世話人が汁抜きだけの味噌汁をAさんに提供。Aさんが苦情を言っても直らないというので、ハンガーストライキを始めた。見かねて私が責任者に苦情を言い、普通の味噌汁に戻してもらったこともある。タバコと酒はAさんの好物で、いくら注意されてもなかなかやめられない。

Aさんの補助事務を担当して間もなく1年になる。Aさんの希望と現実の生活の乖離は大きい。50代のAさんがこの現実を受容するにはまだ時間がかかりそうだ。Aさんとともに新たな希望を見つけて、絆を持ち合って走れる日は来るのだろうか。（文責 長谷川卓也）

## 『成年後見と身元保証 ～後見活動をする際の注意点～』

### 1) 成年後見人と身元保証人（身元引受人）

後見活動をしていると、身元保証人（身元引受人）という言葉によく出会います。成年後見人と身元保証人はその権限等が大きく異なっており、さらに、身元保証や身元保証団体をめぐるトラブルが多発しているため、後見活動をするにあたって、これらの違いを良く理解しておく必要があります。

### 2) 身元保証団体をめぐる裁判

最近、利用者の死後、その預金の支払いを金融機関に拒否された身元保証団体が、その金融機関を訴えた裁判で、原告を敗訴とする一審判決が出ました。この事件の以下の記事（『死後全額贈与の契約無効 身元保証の愛知のNPO敗訴』日経新聞2021年1月29日）を読むと、一見便利な身元保証契約が、本人の権利を大きく侵害する危険性があることがわかります。われわれ市民後見人も、こうした事件に巻き込まれる可能性があることを、常に念頭に置かなければなりません。

「身寄りのない高齢者の身元保証を請け負う愛知県安城市のNPO法人『えんご会』が、死亡し

た高齢者との贈与契約に基づき、預金全額の支払いを金融機関に求めた訴訟の判決で、名古屋地裁岡崎支部は29日までに『契約は公序良俗に反し無効』として請求を棄却した。判決は28日。判決によると、同会は2017年1月、安城市社会福祉協議会が運営していた養護老人ホームに入所中の80代女性と身元保証契約を締結。翌月には、死亡後に不動産を除く全財産を贈与するとの契約も結んだ。女性は18年7月に死亡し、会が同市の碧海信用金庫に預金約620万円の支払いを求めている。

近田正晴裁判官は判決理由で『契約は不必要で内容も不明確。死後事務処理の費用は50万円ほどなのに、預金全額を受け取るというのは対価性を欠き、暴利と言わざるを得ない』と指摘した。さらに、ホームの入所者の半数以上が同会と身元保証契約を結んでいることや、同会代表者の夫が、市社協を指導する立場の安城市職員だったことから『契約の背景には市や社協、会との間の癒着構造が認められる』とも批判した。

えんご会の神谷邦子代表は『多くの人を支援してきたのに、癒着は事実無根で、名誉を傷つけられた』とし、控訴する方針。安城市高齢福祉課の担当者は『癒着はなく、裁判所の判断に戸惑っている』と話した。

### 3) 身元保証人の役割

有料老人ホームなどの施設と契約をする際、契約書には必ず「身元保証人」の欄があります。身元保証人は、利用者の認知症の進行や病状の悪化などにより、本人が入居に関するさまざまな判断や手続きを行えなくなった場合、それらを代わって行う役割を担います。具体的には、①利用料の支払いにおける経済的保証、②事故や病気・死亡時などの緊急時の連絡先、③病気や怪我の治療方針の確認や入院の手続き、④死亡後の遺体の引き取りや葬儀の手配です。

### 4) 身元保証人と成年後見人の違い

後見活動をする際、①～④の中には、成年後見人等の権限として、できるものとできないものがあることに、特に注意を払わなければいけません。たとえば①では、月々の施設利用料等の支払いは後見人として責任を持って行う必要がありますが、連帯保証人になることはできません。成年後見人は連帯保証人も兼ねていると思込んでいる施設もあるので要注意です。③について、入院等の手続きは後見人の仕事ですが、たとえば手術の必要があるにもかかわらず本人の判断能力が低い場合、病院側が後見人に医療同意を求めることがあります。しかし、医療同意は法律上後見人が行うことはできません。また、施設内で転倒事故が起こった際、後見人に通院の手配や送迎・付き添いを求められることがあります。こうした事実行為は、本来、後見人の仕事の範囲外です。②や④について、特に死亡時や死亡後の事務については、親族しかできないものが大部分でしたが、民法改正により、後見人に死後事務の権限が加えられたため、かなりのケースで対応が可能になりました。

### 5) 「身元保証人」の欄に記名押印するときの注意点

以上、身元保証人と成年後見人は、その責任や権限の範囲が違ってもかかわらず、施設や病院の中には、連帯保証人や医療同意者としての責任を後見人に確実に負わせたいため（保証人を立てることで確実に利用料を徴収するため、あるいは、医療ミスの責任を負わないため、あるいは事実行為を後見人に確実に行わせたいため）、あえて身元保証人の欄に記名押印を強く求める場合があります。東三河後見センターとしては、利用料や医療費の債務を連帯保証することはできず、また本人の意思がわからないまま権限の範囲外で医療同意はできないという立場を取ります。よって、契約書の身元保証人（医療同意書）の欄に記名押印がどうしても必要だと求められた場合は、「身元保証人」の部分消して、「成年後見人として説明を受けました」等の文言を記載した上で、記名押印を行います。

### 6) 身元保証団体をめぐるトラブル

以前は、身元保証人として記名押印をするよう頑なに求められるケースが多かったのですが、成年後見人の権限や役割に対する理解が広がってきたおかげで、施設や病院の対応も随分と変わってきました。しかし、いまだに本来の身元保証人の役割を要求してくるところ、あるいは、それができない場合は身元保証団体と契約して欲しい、と要求してくる施設もあります。しかし、身元保証団体との契約内容は相当複雑かつ重大なものも多く、その契約内容が本人に本当に必要なものなのか、認知症の進行した本人に代わって勝手に後見人がそうした重大な契約をしていいのか、そもそもこの契約行為それ自体が法的に有効なのかといった数多くの問題点があります。また、身元保

証団体には監督官庁がないため、身寄りがなく判断能力に乏しい利用者の弱みにつけ込んだ契約を結び、法外なサービス利用料を取ったり、死後の財産をすべてその団体に寄付をさせるなど、悪質な団体も数多く、冒頭にあげたようなトラブルも絶えないため、当法人は、身元保証団体との契約は結ばないという方針をとっています。実際に活動されている市民後見人の皆さんは、「身元保証人」の権限や役割、「身元保証契約」の重さ、「身元保証団体」をめぐるトラブル等を常に念頭に置き、後見活動をしていただきたいと思います。(文責 井上裕一)

## 会員紹介

### 「成年後見制度と自分への檄」

加藤勝美

これまで仕事をする中で、成年後見制度に関わったことは何度かありました。しかしそのどれもが、果たしてこの制度は必要とされているものなのか、機能しているのか、疑問に思うものばかりでした。

認知症になった一人暮らしの母親が、3社の宅配牛乳業者と契約してしまい、今後を案じた娘さんが成年後見の申し立てをするも、手続きが煩わしすぎて、申し立てを断念したことがありました。他にも、地元の社会福祉協議会が、従姉について成年後見の申し立てをしようとする従妹さんをホローしたものの、従妹さんは、頻繁な家裁や精神科病院への呼び出しに疲弊してしまっただけでもありません。更に、既に法人後見がついている方で、後見人にご本人の担当者会議を行う旨の連絡をしても、毎度用事はいってしまっただけで欠席し続けられたこともありました。優先順位を後回しにされた感じがしました。

こうした経験から、実は成年後見制度の印象は悪く、極力他者に提案したり、関わったりすることは控えていました。それでも、興味本位で、成年後見に関する講演会に出席したり、社会福祉士会の行う研修を受けたりしていくうちに、おぼろげながら成年後見制度のあり方が見えてきました。現在でもまだ、自分の言葉でこれを語ることはできませんが、認知症を患った方や障害を持っている方の権利を守るためには、必要な制度だと思います。

しかし問題も山積しています。前述のような、申立人にかかる過度な負担、後見人の他支援者や外部への不満を誘発する対応などは、問題視してよいと思います。後者の逆のケースで、介護に携わる支援者のみで、本人の支援の方向性を決めていき、後見人には金銭の請求をするだけというものもありました。またインフォーマルな場面での事ですが、他の人に「成年後見人をやっている」と言うと、「あのお金をだまし取る人?」と、返されたことがあります。ショックでした。

これらの問題については、国や自治体レベルで考えるべきだと思います。それでも、現場が理不尽な目に遭いながら、努力を重ねていることで、少しずつ世間の受け留め方が変わってきているのを感じます。

まだ2件程しか受任したことがありませんが、先に挙げた、自身が感じた疑問点、問題点を頭に置きつつ、後見人等としての経験を積んでいきたいと思っています。

業務を行うにあたっては、まだまだ要領を得ていないと痛感しています。その面では、東三河後見センターには、大活躍されている先輩方が多勢みえますし、ミーティングでは、モチベーションの維持と勉強ができます。今は知識も技術も未熟ですが、いずれは自信をもって後見人等を受任することができるよう日々邁進していきたいと思っています。

## 東三河後見センターの今後の予定（10月～12月）

☆ミーティング 開催日 原則毎月4回 火・土曜日 午前9時30分～午前11時  
場 所 豊川商工会議所1階 第2・5会議室

10月12日 事務局会議 13:30～ 事務所内

11月9日 事務局会議 13:30～ 事務所内

11月19日 理事会 18:30～ 第5会議室

12月7日 事務局会議 13:30～ 事務所内

※12月29日～1月3日 冬期休暇

## 令和3年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和3年9月21日現在)

### 正会員費納入者（敬称略） 50名

- ・古川伸 ・田中剛 ・今泉全勝 ・岡本守 ・加藤啓子 ・水野美知代 ・倉本秀子
- ・上江道子 ・二村良子 ・池田進 ・彦坂敏 ・小野晴美 ・鈴木光子 ・工藤明人
- ・三浦正博 ・山本達也 ・石原香 ・田中幸一 ・長坂宏 ・福住幸子 ・星野裕
- ・齋藤尚 ・坂柳ゆかり ・武重傳 ・本多啓枝 ・飯星睦生 ・豊田和浩 ・丸山智子
- ・古瀬修 ・長谷川卓也 ・高森陽一郎 ・神谷典江 ・杉山智子 ・村川賢一 ・足立和男
- ・舟越正行 ・西川邦輔 ・大嶽理恵 ・水野遠次 ・梅田大己 ・今泉博充 ・荻邦子
- ・花田玲子 ・影山恒太 ・中村成人 ・三枚堂陽子 ・坂口幹子 ・緒河睦子 ・長谷川愛
- ・中島由恵

### 賛助会員費納入者（敬称略） 52名

- ・西田初美 ・西田妙子 ・森岡真司 ・松田朝夫 ・藤井幸夫 ・成瀬明子 ・室田満秋
- ・八木憲一郎 ・林梨絵 ・都築昭吉 ・足木充邦 ・夏目滋 ・水野登代子 ・工藤栄
- ・石原紀久代 ・加藤勝美 ・河合康隆 ・大須賀康 ・磯村隆樹 ・彦坂ケサエ
- ・小川祐子 ・日比修治 ・金澤良雄 ・中谷芳孝 ・清水則子 ・吉本京子 ・高橋正
- ・豊田弘子 ・渡邊雅子 ・樋口茅子 ・新村知弘 ・北村隆信 ・鈴木義雄 ・伊藤文則
- ・秋田誠二 ・額綱光幸 ・丸山博子 ・伊与田千鶴子 ・岡本由紀子 ・中野正二
- ・小田ひろみ ・廣永義昭 ・北沢悦子 ・金沢富雄 ・大林充始 ・杉原昌博 ・寺田順子
- ・佐々木宏直 ・佐々木直子 ・村田ひろ子 ・横田和子 ・内藤加代子

### 法人正会員費納入者（納入順、敬称略） 0法人

### 法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略） 4法人

- ・APLE(株)近藤芳江 ・(有)フレンドリーハート滝川信吉
- ・豊川市知的障害者育成会 ・蒲郡市社会福祉協議会

### 寄付者（敬称略） 28名

- ・村川賢一 ・岡本守 ・水野美知代 ・山本範正 ・近藤芳江 ・佐藤てつ子 ・小川祐子
- ・日比修治 ・金澤良雄 ・二村良子 ・鈴木光子 ・山本達也 ・古川伸 ・藤戸繁美
- ・石原香 ・北村隆信 ・福住幸子 ・勝見康夫 ・蟹江充子 ・武藤芳資 ・北沢伊
- ・齋藤歯科医院 ・小林修 ・荻邦子 ・梅村勝久 ・中村成人 ・松下啓子 ・小野晴美
- ・外輪ルリ子

## ミーティングの土曜日開催とオンラインの活用

昨年まで毎週火曜日の開催でしたが、月に最低1度はこのミーティングに参加頂きたいという思いから、10/16、11/27、12/18、1/22、2/12、3/19の土曜日にも9時30～11時まで豊川商工会議所会議室でミーティングを開催します。平日の参加が難しい方のご参加をお待ちしています。



新型コロナウイルス感染症への予防措置の一つとして、試行的にオンラインミーティング（Zoom）をとりいれています。インターネットをとおしてミーティングに参加いただける環境を整えています。希望の方には、ミーティング開催時間の30分前ぐらいにEメールでご案内しています。

# 認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

## ★法定成年後見制度利用者

(令和3年9月22日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
令和3年3月31日現在	59	23	14	1(保佐)	97
受任者数(令和3年4月～)	9	3	1	0	13
終了(令和3年4月～)	3	0	0	0	3
令和3年9月22日現在受任	65	26	15	1	107

## ★任意後見制度利用者利用者

任意後見人受任者	1名	任意後見人	0名	任意契約終了者	0名
----------	----	-------	----	---------	----

## ★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	22名	3名	3名	5名	0名	1名	1(岡崎市)	35名
知的障がい者	25名	4名	12名	2名	1名	14名	2(岡崎市)	60名
精神障がい者	4名	0名	6名	0名	0名	1名	1(名古屋市)	12名
合計	51名	7名	21名	7名	1名	16名	4名	107名

## ★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	5名	6名	1名	12名
知的障がい者	27名	7名	4名	38名
精神障がい者	2名	1名	0名	3名
合計	34名	14名	5名	53名

市民後見人23名の方が上記表の53名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿搭載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、本合意書に基づき後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

## 認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会費・寄付金のお願ひ

(令和3年4月1日～令和3年9月22日現在)

正会員費納入者： 50人

(法人正会員0含む)

賛助会員費納入者： 52人

(法人賛助会員4含む)

認定寄付者人数 76人 年間目標100名以上！！



👉会員入会・寄付のご案内👈

★愛知県より令和2年2月13日～令和7年2月12日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています。(令和2年1月14日付) ご支援・ご協力をお願いします。

### 編集後記

6月30日に長谷川卓也前代表理事が退任され、7月1日に工藤明人前事務局長にバトンが手渡されました。本会報は工藤新代表理事になって初めての会報であり、冒頭には新代表理事の雑感が掲載されています。また、新たな事務局長には山本達也が、副事務局長には井上裕一が就任しました。今後の会報の作成発行は、山本ならびに井上を中心にっていきます。よろしく願いいたします (井上裕一)